

## 明治初期の和歌山藩（県）における

### 神仏分離と藩祖奉祀神社の創建

佐藤 顕

はじめに

本稿は、明治初期の神仏分離によって近世の宗教体制が瓦解し、その後新たに藩祖を祀る神社が創建される過程や背景を検討することで、近世・近代移行期における神社の連続性を明らかにするものである。和歌山藩（県）を事例に、近世に藩の篤い庇護を受けた紀州東照宮や雲蓋院（東照宮の別当寺）の消長を取り上げる。

当該期は、版籍奉還や廢藩置縣、神仏分離、上知令など、明治政府の改革によって変化を遂げなかった寺社は皆無と言ってよい。このうち神仏分離については、既に戦前期に大部の『明治維新神仏分離史料』が編纂され<sup>①</sup>、日本宗教史の主要な研究領域として存在してきた。一九七〇年代に著された圭室文雄『神仏分離』や安丸良夫『神々の明治維新』<sup>②</sup>は、近世の排仏論・政策を前史として踏まえ、政府の動向、各地の廢仏毀釈や反対運動の実態を明らかにしている。現在における神仏分離の理解は、概ね両書に基づいていると言えよう。自治体史や博物館の展覧会な

どでも、この理解に基づき各地の神仏分離の実態が明らかにされており、和歌山県も同様である<sup>3</sup>。しかし、神仏分離後の寺社の消長は、言及が極端に少なくなる。史料的な制約によるところが少なくないが、この「大転換」を経た後も寺社の多くは存続して、現在まで継承されており、神仏分離による「断絶性」のみならず、当該期を通じて「連続性」の解明にもなお注力するべきであろう<sup>4</sup>。また、明治初期における政府の政策的変遷は、神道の国教化政策として把握され、先述の研究も含め多くの蓄積が見られるが、実際に神仏分離を推進した府藩県の動向の分析は、極端な廃仏政策をとった藩を除くと僅少であり、政府の政策と地域の対応の間に介在する府藩県の動向をより解明する必要がある。そこで本稿は、藩(県)の政策的変遷を踏まえて神仏分離の過程を明らかにし、変革の渦中にあった寺社がいかに再興され、存続の道筋を得たのかを明治零年代を中心に述べてみたい。

近年は、廃藩置県によって藩が消滅したのちも、地域社会に遺った「旧藩」の深い繋がりが、近代社会の担い手や基底となったことが明らかにされている。特に、明治一〇年代以降、旧藩主家と士族の「情誼」に基づく協調が見られたという<sup>5</sup>。和歌山県においても、明治一〇年(一八七七)の西南戦争を受けて、旧藩主の徳川茂承が資金一〇万円を提供して結社された徳義社が士族を支援した<sup>6</sup>。購入した義田から収納する小作米をもって、困窮者の支援や人材養成事業を行った。一貫して士族授産を行わなかったため、その役割は限られたものであったが、特に士族の教育に貢献するものとなった。一方で、この前段階にあたる明治零年代における旧藩主家と士族など旧藩領の人々との関係は、全国的に見ても、近年その研究が端緒についたところである<sup>7</sup>。当該期は、各地で藩祖を祀る神社が創建された時期でもあり<sup>8</sup>、神社の創建を巡る旧藩主家と士族の動向の解明は、両者の関係性を究明する上でも好個な事例となろう<sup>9</sup>。

そこで本稿は、第一に、慶応四年(一八六八)から明治六年までの神仏分離の過程を、和歌山藩(県)の政策を中心に明らかにし、藩主の紀伊徳川家から篤い庇護を受けた東照宮や雲蓋院がいかなる変容を遂げたのかを明らかにす

る。両寺社は、ともに和歌山城から南へ4kmほど離れた和歌浦に位置した。東照宮やその祭礼である和歌祭については、先行研究で通時的展開が精緻に分析されているものの<sup>11</sup>、当該期の変容過程に関する具体的な言及はほとんど見られない。東照宮の別当寺であった天台宗の雲蓋院（天曜寺）は、藩主の菩提所でもあり、年頭御礼で寺社として最初に拝謁を許されるなど、領内で最も権威の高い寺院であった。<sup>12</sup> 第二に、神仏分離を経た寺社がその後いかに再興されたのかを、雲蓋院旧地に建てられた藩祖奉祀神社の成立過程から明らかにしてみたい。以上を通じて、近世・近代移行期における寺社の連続性を考察する。

### 一 明治初期の神仏分離

#### （一）慶応四年～明治二年

慶応四年（一八六八）三月、新政府で神仏判然令が出され、その拡大解釈によって各地で廃仏毀釈が見られた。<sup>13</sup> 和歌山藩でも、翌月には寺社奉行から各寺社へ通達されている。藩は領内全域における神仏分離を意図しておらず、「城下近辺」のみでその徹底を命じた。この時、寺社の自発的な神仏分離は、管見の限りほとんど見られない。例外的に、前年一二月に熊野三山の社家が嘆願によって還俗を許可され、和歌浦の玉津島社では雲蓋院僧正が務めていた同社所蔵品の虫干し後の封印を翌年から藩の年寄に変更している。<sup>14</sup> しかし、その後も東照宮での縁起の虫干しは雲蓋院僧正が担い、明治二年（一八六九）の東照宮の祭礼も執行していた。雲蓋院は、明治元年に鳥取の大雲院から訪れた僧侶に対して、東照宮は格別の存在であるから安心して良いと伝えていた。<sup>15</sup> この時点で神仏分離は個別のであり、概ね近世の状態が維持されていたと言えよう。明治二年九月の祭礼は、公用副知局事の上田専太郎（のちに章と改名）や同判局事の本居豊頼らが検分しているが、雲蓋院の関与を問題視した形跡はない。<sup>16</sup>

一方で、明治二年正月から本格化した津田出による藩政改革に際して、翌月藩主みずから一族の出費を二〇分の一(二万石)に削減する旨を宣言した<sup>19)</sup>。この改革の影響で、紀伊徳川家ゆかりの寺院は変容を迫られることとなる。また、和歌山藩は寺社奉行を廃止し、以後の寺社行政は民政局の所管となる。

一月晦日、紀伊徳川家は陽照院(長保寺)を同家の「菩提所」と定め、これまで各寺院に安置されてきた徳川宗家(旧將軍家)の位牌は紀伊徳川家の屋敷へ、紀伊徳川家の位牌はそれぞれ廟所の寺院へ遷座する旨を決定した<sup>20)</sup>。近世には藩主一族の死者を弔う寺院(御寺)として、藩主やその名代が法要に参加する菩提所(位牌所)と、墓のある廟所の二か所が存在したが、この時期に統一して廟所を新たな「菩提所」としたのである。位牌は複数の寺院に存在する場合もあるが、墓所は原則一つしか存在しない。藩主の場合は、菩提所が雲蓋院、廟所が陽照院である。両者は直線距離で約九km隔たっていた。藩祖徳川頼宣の命日である正月一〇日の藩主の行動を見ても、在国時には雲蓋院へ毎年のように訪れるが、陽照院へ訪れることはほとんどなかった<sup>21)</sup>。位牌を廟所の寺院へ集約することで、旧来の菩提所への出費を削減し、支出を抑制する方針であったことが窺える<sup>22)</sup>。

経費削減の主な対象は、藩で一、二の高い権威を誇った雲蓋院や大智寺である。雲蓋院には歴代藩主の位牌が置かれ、その子院である和合院には江戸寛永寺(天台宗)に葬られた將軍の位牌、大智寺には増上寺(浄土宗)に葬られた將軍の位牌が存在した。雲蓋院は、すぐに反対の意向を徳川家に伝えたものの、考慮されることはなく、通達から間もない一二月六日に徳川家の営繕掛が雲蓋院へ訪れた<sup>23)</sup>。歴代藩主の位牌の寸法を計測し、一二日に引き取った。二〇日には陽照院へ遷座している。雲蓋院は、東照宮領も含め一〇〇〇石を与えられていたが、大幅に削減され、雲蓋院が三〇俵、子院六ヶ坊が一〇俵ずつとなった(上知令までの期間)。

加えて、歴代藩主の法事に「菩提所」以外の僧侶が諷経に赴くこと、諸寺社での紀伊徳川家を対象とする祈祷執行や祈祷札の上納も不要とされた<sup>24)</sup>。明治三年五月には、和合院や大智寺に置かれた徳川宗家の位牌も引き取られた。

また、領内の多くの寺社が藩へ金銭を預け、その利息付与によって経営を成り立たせていたが、支給は明治二年で停止された。紀伊徳川家は経済的な理由から、旧菩提所に限らず、領内の寺社との関係を急速に限定したのである。なお、大智寺は上知令の後に廃寺となっている。<sup>(25)</sup>

紀伊徳川家の位牌は、藩外の寺院に置かれていることもあり、そこでも同様の処置が取られた。<sup>(26)</sup> 東京では、廟所の寺院以外に置かれた位牌はすべて紀伊徳川家が引き取ることにし、廟所の俸禄を一〇分の一に削減した。引き取った位牌は、赤坂邸の御堂で回向して、空き地で焼却処分された。

## （二）明治三年

明治三年になると、それまで比較的ゆるやかだった神仏分離が民政局の主導で進展する（第一次神仏分離）。新潟や盛岡でも同時期に神社改めが行われているが、全国の中でも早い実施であったと思われる。正月、各地の状況を把握するため、大畑源太郎（大畑善次郎晴潔、のちに湯川潔と改名。本稿では改名後も大畑と表記する）・松田幸次郎・前田九左衛門の三名を名草・海士郡の寺社に派遣する旨を傳達している。<sup>(28)</sup>

大畑は、国学者である本居内遠の門下で、幕末時には三五〇石で御徒頭格中奥詰を務めた。<sup>(29)</sup> 明治四年三月に和歌山県史生となり、翌年九月に日前・国懸神社の禰宜を務め、同年一二月に再び和歌山県に出仕した。以後、明治九年（同一一年）に熊野坐神社権宮司や禰宜を務め、明治十一年一月に東京で修史館御用掛となった。<sup>(31)</sup> 松田や前田については詳細不明であるが、幕末段階で前者は二〇〇石、後者は二七石である。

大畑が文久元年（二八六二）に著した『式内神社考』は、紀伊国の式内社を取り挙げて、その比定社や祭神に言及している。<sup>(32)</sup> 式内社とは、一〇世紀に成立した『延喜式』神名帳に記載された神社を指し、紀伊では三一座二八社である。大畑は、式内社が「きたなき教」（仏教や儒教を指すと述べている）に惑わされ、世の乱れの影響で、廃絶・

衰退したことを嘆き、再興・復古したいと考えていた。ただし、紀伊藩領では藩によって式内社の神仏分離は推進されており、形式上は多くで分離していたため、さらなる推進の必要性を主張してはいない。一方、高野山寺領では神仏分離が行われていないため、丹生都比売神社の現状を次のように述べている。

当御禰<sup>社</sup>御鎮座のはしめよりいミまつり清めまつる神地にして、五百年ばかりもあやまち犯す事なき御山なりしを、弘仁年中妄僧空海神領のうち高野山を入定の地とみたて、天野祝をあざむきなつけ、終に上表して其地をたまはれるより、つひに仏のすみかとなり、其上墓所とさへなせるハ、にくみてもにくむべく、かなしみてもかなしむべき事になむありける、(中略)豊大閣の時にいたりて更に今の地二万千石をたまはり、丹生四所明神を鎮守とし天野祝らミな法師らの配下の如くなれり、まがつひの神のしわざハすべなきものになもありける

大畑は、丹生都比売神社が神地として五〇〇年ほど存在していたのに、空海が天野祝を欺き、朝廷に願い出て高野山寺領とし、天野祝が僧侶の配下のようになっていることを問題視している。こうした記述から、大畑は幕末段階で神仏分離を是とする思想の持ち主であったことが窺える。

明治三年三月、大畑らは現地を視察し、神仏分離を進めていく。例えば、海部郡加太村の淡島神社は式内社で、形式的には元禄期に神仏分離していた神社である。境内には、虚空蔵菩薩坐像を安置する能満堂が存在した。実態は本地仏と見る者が少なくなかったが、単に伝来した仏像とすることで、本社と空間的に隔てて存在することが許されていた。しかし、三月に大畑が現地を訪れ、能満堂は取り壊され、虚空菩薩坐像は村内の寺院へと遷された。また、海部郡和歌浦の圓珠院では、山上の愛宕社に勝軍地蔵が安置されていたが、三月に松田らが調査に訪れた。一一月に勝軍地蔵が山から降ろされ、その後、新たに建立された麓の本堂に他の仏像とともに遷されている。<sup>33</sup>松田

らの指導を受けての処置であつたと思われる。

四月二日、東照宮でも境内鎮守社の祭神・神祇などを書き上げるよう命じられた。そして、一日の祭礼に際して、一〇日に、①徳川家の雲蓋院での休憩、②雲蓋院僧正の祭礼への奉仕、③祭礼での仏具使用、が禁止された。<sup>36</sup>

祭礼は、急きよ東照宮神主の安田能登守が祭主となつて執行された。東照宮の仏具も取り払われ、雲蓋院の東照宮領支配も禁止された。<sup>37</sup>五月には東照宮境内での殺生禁断が廃止され、その特権が剝奪されている。<sup>38</sup>雲蓋院は既に徳川家の位牌が遷されていたこともあり、創建以来続いていた東照宮祭祀と将軍・藩主らの菩提供養といった「御用」は「一切無之」と見做され、徳川家からその存在意義を否定された。子院六ヶ坊のうち、大相院のみが妙智院など紀伊徳川家の廟所を有していたため、廃絶することなく供養料を与えられ続けた。そのため、雲蓋院僧正であつた慈雲心院実道などは大相院へ移住している。<sup>39</sup>なお、同じ御三家であつた旧尾張藩の東照宮別当の尊寿院も明治三年一二月に廃されている。<sup>40</sup>

大相院の檀家は明治三年に四七軒であり、<sup>41</sup>檀家から得る収入や徳川家の供養料のみでは経営できない状況であつたと思われる。そのため、すでに明治四年正月に旧六ヶ坊の建物・土地の下げ渡しと、その売却で得た金銭の運用を郷役所や家令所へ嘆願している。<sup>42</sup>三月に許可され、十如院・正法院・玉泉院・宝蔵院の土地を水野刑部に売り払つた。さらに、明治五年一月の太政官布告で、本寺・本山以外の無檀・無住寺院の廃寺を命じられたため、雲蓋院は県へ「一国之本寺」は本寺に該当するのかを問い合わせた。そして、和歌山県が該当しないと判断したため、明治六年一月に雲蓋院は廃寺となつた。<sup>43</sup>（大相院は存続）。

（三）明治四年～六年

明治四年七月、廃藩置県による和歌山藩の廃止で、知藩事の徳川茂承は免職となつた。東照宮・養珠寺・長保寺



へ参詣して先祖への拝礼を済まし、九月一二日に和歌山を去った<sup>(4)</sup>。旧湊御殿が和歌山家令所となって家従が滞在しており、即座に和歌山との関係が絶たれたわけではないが、その関係は自然疎遠になっていった。

和歌山県政では、庶務課が宗教行政を担当した。藩の政策が踏襲されたが、明治五年三月には官幣社以外の神社での官費による修復が停止された<sup>(5)</sup>。修復対象から外されたのは、和歌浦村の東照宮・玉津島神社・天神社、関戸村の矢ノ宮(矢宮神社)、伊太祁曾村の伊太祁曾神社、鳴神村の鳴神社、有本村の八幡社、有田郡千田村の須佐社の八社である。また、同年六月二日には、有力な古寺社の門前や鳥居前に建てられ、寺社の格を示す象徴でもあった殺生禁断の制札が廃止された。そして、七月には、東照宮境内の本地堂・三重塔・鐘楼・護摩堂・慈眼堂・拝殿が取り壊されて、同社の神仏分離が終結した<sup>(6)</sup>。三基の神輿のうち一基は残され、山王権現の神輿は矢宮神社、摩陀羅権現の神輿は高積神社に譲られたという<sup>(7)</sup>。同月には、前年一月に和歌山県域となった旧高野山寺領にも大畑が遣わされ、丹生都比売神社で神仏分離が図られている(山上の神社は、明治二、三年の堺県時代に仏堂に改められていた<sup>(8)</sup>)。仏像を廃して古鏡を祀り、山王堂を日枝社と改称し、十二王子社・百二十番神・荒神社・御影堂・不動堂・多宝塔・経蔵などが取り壊された。このように、徳川家との繋がりで高い地位にあった寺社の特権は剝奪され、神社の仏教的要素が実際に破壊、もしくは売却されていた。

しかし、それでも神仏分離は不十分とされ、県は明治六年七月に次のような心得書を作成した(第二次神仏分離)。

凡ソ神体ハ金幣・紙幣、或ハ神鏡等ニシテ、其靈代正シキモノハ之ヲ其所氏神社内ニ遷座シ、其旧祠殿等ハ之を毀撤スルカ、或ハ之ヲ改造シテ仏舎ト為サシムルモ、便宜ニ随フヘシ、神体仏像、又ハ梵字ヲ記スル品物等ヲ祭ルモノハ、之ヲ其寺本堂内ニ移シ、其旧祠殿ヲ毀撤セシムヘシ、若シ尸靈ヲ移サシテ存置セシムルトキハ、其祠殿ヲ改修シテ仏舎トナシ、社号ヲ除キ更ニ其名号ヲ命スヘシ、若シ不正ノ神像ナリト認ルモノアルト



キハ之ヲ燒棄セシムヘシ、靈代正シク由緒、亦詳明ニシテ之ヲ他ニ遷サント欲スルモ、古來鎮座ノ久シキヲ以テ断行シ難キ分ハ其寺院ヲ廢シテ、更ニ神社ト為スカ又ハ社寺並ニ存置シ、其各経界ヲ新定シ、神社ハ其地方氏神社神官ヨリ兼行セシムヘキ等便宜ニ随井実験思料スル所ノ意見ヲ具シテ本庁ニ上申スヘシ（後略）

和歌山県は寺院か神社かを明確にさせ、神仏分離を徹底する方針であつた。また、由緒正しくどちらかに決め難い場合は、寺院を廢して神社にするか、境界を定めて兩者並立かを決めることを許可した（神社を廢して寺院とすることは不可）。例えば那智山（那智勝浦町）では、この方針に基づいて那智社と如意輪堂（青岸渡寺）が並立し、明治四年に麓の市野々に仮遷座していた観音像が明治七年に如意輪堂へ戻されている<sup>⑩</sup>。この並立は、同所が西国巡礼の札所であるという特殊状況によって「熊野三山で唯一、神仏習合の空間が維持」されたと先行研究で言われているが、これは和歌山県の基準に則つた神仏分離のかたちであり、特別に神仏習合が容認されたわけではない。

和歌山県は、明治六年七月一五日に各寺院へ「神仏合祀ヲ改ムベキ」を通達し、翌月から県庁社寺掛の改正掛吏員を各地に派遣して、神仏分離の調査・指導を図っている。八月三日付けで大畑は和歌山県へ建言書を提出しており、同人も現地に派遣された一人であつたと思われる。建言書では、次のように述べていた。<sup>⑪</sup>

私儀御管内神社改正筋積年刻苦仕候、付テハ速ニ御改正相成候様度々上言仕有之候処、今般寺内ノ神社悉皆御廢却御決定相成候趣、遙ニ拝承、実ニ焦心一時ニ清涼難有奉感佩候、然ルニ御改正振如何様ニ御定有之候哉、御趣意之程難計奉存候得トモ、寺僧之邪言ニ據リ確乎タル旧社ヲ仏ニ御一定相成候箇所モ有之哉之趣、識者囂々ト有之候、（中略）右等ハ元來神社ハ主ニシテ寺院ハ別当社僧ニ有之候処、後世寺院廣大ニ相成、神社反テ寺内鎮守ノ姿ニ立至リ、主客所ヲ替候儀ニ付、此際精密明白ニ御取調、寺僧ノ偽言ヲ捨テ史典之正実ニ徴シ、潔白

ノ御改無之候半テハ、大ニ敬神之道ニ背キ弥々混淆ヲ醸シ御改正ノ効、更ニ無之候付、右等ノ処深ク御注意有之度奉存候(後略)

大畑は、自身が長年神社改正に努めてきたことを述べ、この時に寺院内の神社の廃絶が決定されたことを喜んでゐる。すなわち、明治三年の第一次神仏分離は、神社の仏教的要素の排除を主とし、寺院の神道的要素の排除は不十分であったことが窺える。そして、第二次神仏分離は、逆に寺院での調査が主目的であった。また、本来は神社であったが、「寺僧之邪言」によって寺院となつてゐる場所を「史典」によって正さなくてはならないと主張してゐる。中略の部分では、具体例として、安養寺の雄神社、海善寺の王船神社(以上は和歌山市)、願成寺の衣笠持神社(海南市)、権現寺の那智社(紀の川市)などを挙げている。この調査で、例えば和歌浦の大相院は、境内の稲荷社の神体を取り除き、仏堂に改めて十一面観音像を安置する旨を報告している。<sup>22)</sup> 先行研究では、神社からの仏教的要素の排除が論じられる一方で、寺院内の神道的要素の排除はほとんど言及がないが、和歌山藩・県では神社を主対象とした明治三年と、寺院を主対象とした明治六年の二度に渡る調査・指導が行われていた。こうして、和歌山県の神仏分離は(少なくとも形式上は)完結したのである。

## 二 藩祖奉祀神社の創建

前節では、慶応四年(一八六八)から明治六年(一八七三)に至る神仏分離の過程を辿つてきた。紀伊徳川家が経済的理由で関係を解消したことも相まって、藩で最も宗教的権威の高かつた雲蓋院や大智寺は廃寺となつた。しかし、明治八年には雲蓋院の旧地に藩祖徳川頼宣(南龍院)を祀る南龍神社が創建された。本節では、その過程を明らかに

したい。

藩祖を祀ること自体は、近世前期から各地で見られ、紀伊藩でも天保二年（一八三二）に従来簡素だった雲蓋院の南龍院御霊屋を改め、総門の内に唐門・瑞籬を備えた壮麗な御霊屋を造営している<sup>(53)</sup>。つまり、近世後期には、既にこの地が藩祖を供養する場として広く認知されていた。御霊屋が明治初期にいかに解体されたのかは不明だが、位牌の遷座に伴い、その役割を終えたものと思われる。

和歌山県は神仏分離を図る一方で、神社の社格を定めた。明治四年五月の太政官布告によって、国家が管理する官社とそれ以外の諸社に二分され、和歌山県でも明治六年四月に官国幣社以外の神社が県社・郷社・村社のいづれかに分類された（県社七、郷社七、村社五九二）<sup>(54)</sup>。県社は、伊太祁曾神社・刺田比古神社・丹生都比売神社・須佐神社・熊野速玉神社・熊野那智神社と東照社である。東照宮は東照社へと改称した（明治八年一〇月に再び東照宮と改称。ただし、煩雑なため以下はすべて東照宮と表記）。翌年、東京へ移転していた旧藩主の徳川茂承が東照宮に毎年米一〇石奉納する旨を伝えている<sup>(55)</sup>。これにより、明治五、六年には実施されなかった同社の祭礼も再開された<sup>(56)</sup>。東照宮や丹生都比売神社を見る限り、神仏分離を経ることで県社として再興されたことがわかる。

東京の徳川茂承は、明治七年一〇月に浜町邸から飯倉邸へ移転した<sup>(57)</sup>。邸内には藩祖を祀る南龍神社が創建され、以後春秋二回の親祭が行われた。一方、和歌山でも同月一二日、三浦権五郎・有本応虎・小出泉を中心に、旧藩士族二八名が相談のうえ、南龍神社の創建を県庁に出願した<sup>(58)</sup>。発案は、旧藩士で東京在住の辻藤藏によって明治六年になされたという<sup>(59)</sup>。出願書では、徳川頼宣が入国以来「恩威寛猛」の政治によって、戦乱で乱れた民心を結び付け、藩屏の基礎を築いた功績は大きいので、神祠を建てて祭礼を行い、その名を後世まで伝えたい、との内容である。そして、許可を得たならば東照宮境内に「手軽キ神祠」を創建したいと述べている。

明治七年十一月、出願は許可され、その詳細を届け出るよう命じられた。しかし、東照宮の境内では遠方で参拝

に不便との理由から、計画は和歌山城南の岡山での建設に改められた。<sup>60</sup> 県にも申請している。ところが、最終的には、徳川家の意向で再び和歌浦に決まった。明治八年三月には、東照宮に隣接する栗原一郎右衛門などの私有地雲蓋院の旧地<sup>61</sup>への変更を願っている。<sup>61</sup> 政府に出仕する津田出や陸奥宗光が徳川家へ多額の費用をかけないよう提言しているが、すべて徳川家の負担で神社は新築された。徳川家は家扶の上田章を派遣して指導させた。同年一二月二三日に落成し、一二月一日に鎮座式が執行された。東照宮の摂社ではなく、独立した神社として県社に列され、三浦が祠官となった。結果として、近世の御霊屋の後身として神社が創建されたことになる。

明治九年一月、茂承から南龍神社へ毎年米二〇石を寄付する旨が伝えられる。また、三浦たちは神社の維持を図るため、徳川家へさらなる資金拝借を願った。この嘆願は一旦拒否されて三浦たちに一任されたものの、<sup>62</sup>その後徳川家が金二〇〇〇円を寄付している。三月七日には、初めて祭祀が執行された。<sup>63</sup> 茂承は名代を遣わして、徳川頼宣所用の甲冑(標糸威胴丸具足)や太刀(銘来国俊)などを南龍神社へ奉納した。<sup>64</sup>

このように、神社創建は旧藩士族の出願で、旧藩主が資金援助することで実現した。その存在が近世の御霊屋を継承するもので、「地域社会に残留した士族を繋ぎ止めておくための中核、士族を結合するための神社」<sup>65</sup>であったことは間違いないだろう。推進した士族は享誠舎を結成し、その後も繋がりを深めた。しかし、旧藩王家は所在地を和歌浦にするなど、必ずしも士族の意向を酌むわけではなかった。なぜこうした対応をしたのであろうか。

神社建築が進められていた明治八年七月三十一日、徳川家は各寺院の承認を得たうえで、県内の一九の廟所を報恩寺(日蓮宗)へと集約すると決した。<sup>67</sup> 分散しているのは維持が困難で、荒廃を避けられないという理由であった。表は、この時報恩寺へ改葬された廟所である。明治二年の位牌遷座によって既に旧菩提所との関係は失われたものの、廟所は関係を維持していた。しかし、徳川家は複数存在する廟所の集約化を図り、関連寺院の数をさらに限定した。これによって旧藩王家の廟所は、概ね長保寺と報恩寺に集約された。<sup>68</sup>

表 明治8年における報恩寺への改葬

戒名 (院号)	続柄	廟所の寺院名
了心院	初代頼宣の長女	浄心寺
理真院	2代光貞の生母	養珠寺
瑞応院	3代綱教の生母	
白道院	6代宗直の娘	
真性院	6代宗直の娘	
如幻院	8代重倫の息子	大相院
靈応院	8代重倫の息子	
妙智院	8代重倫の4男	
示幻院	10代治宝の娘	
清涼院	12代齐彊の子	高松寺
如電院	8代重倫の息子	
幻寿院	8代重倫の息子	
青樹院	8代重倫の息子	
春臺院	8代重倫の関係	吹上寺
縁覚院	8代重倫の息子	
益心院	初代頼宣の関係	蓮心寺
鮮容院	初代頼宣の娘	
成等院	2代光貞の関係	蓮心寺より改葬予定も所在不明
忠善院	初代頼宣の娘	感応寺より改葬予定も所在不明

※「南紀徳川史」第十六冊（698～700頁）より作成

この時、和歌浦の大相院は「当院相続之目的」が無くとなると述べ、継続を願ひ出るが却下され、やむなく承諾した<sup>⑧</sup>。かつての雲蓋院と同様に、大相院も存在意義を否定されたのである。大相院の本堂も不要とされ、取り払うよう命じられるが、住職はその維持を求めた。結果として、これまでの功績が評価され、本堂などが住職へ与えられて存続が決まった。南龍神社の創建期に、徳川家は旧藩領の寺院との関係を維持、再強化する意志はなく、むしろ関係寺院をより限定し、その寺院のみを保護する方針であった。南龍神社の創建も、先祖崇拜や士族のためだけに図ったわけではない可能性がある。

三浦たちが神社創建を嘆願する約三か月前の明治七年七月七日付けで、家令の斎藤桜門（幕末期は斎藤政右衛門実村）が三浦へ送った書簡を確認する。<sup>⑩</sup>

既ニ現今和歌 御宮ヲ初長保寺 御廟等追々御廢類、彼是世議も有之、此上右様之廉も損候而ハ、永続之処如何可有之付、先 御宮并御廟所御營繕之方可然与ノ意見有之筋も候得共 御廟之儀ハ全ク御家政中ノ関係云々ニ付テハ 御藩祖様之筋御願濟ニ相成候上者、和歌 御宮内エ御同座ニ相成、神田も御恵合ニ寄付置候ハ、一挙両善御名望も可然、（中略）抑 御藩祖様ヲ神社ニ御願之儀ハ素より斯ク有之度事与、何れも兼テノ所

願二候処、近頃仙台・宮城・佐賀・鳥取等ヲ初、其他大小旧藩士民ヨリノ願ニ依テ追々其例も有之候得共、旧藩主ヨリノ願立ハ何レも遠慮有之事与被存候、然処此度明府御初右之御奉有之段ハ、実ニ感服之至ニ不堪奉存候、右二付而も可相成ハ士族或者士民之願ニテ事成就迄ハ、旧君此事ニ関係無之ヲ甚好被存候、然ルニ御有中二而ハ、此御奉ニ付士民之願書ヲ旧君御取次之儀ニ相見、右二而ハ少々不都合トハ存候得共、権令家之言ヲ以テ見レハ、其例有之儀与存候付、猶他旧藩ノ手續ヲも問合之上、神山氏等江も内々談判及候様取計可申候

すなわち、東照宮や長保寺の廃頽が危惧されているが、長保寺は徳川家の廟所なので同家によって維持される。問題は東照宮である。そこで東照宮と同じ場所に藩祖を祀る神社を創建すれば、徳川家から寄付することもでき、東照宮を維持することができる。以前より、藩祖奉祀神社を創建したいと考えていたが、近ごろ仙台・佐賀・鳥取など大小の旧藩で、士民の願いによって創建された事例が見られる。旧藩主が出願したものではない。この度、和歌山で藩祖奉祀神社の創建を図る士族の行動は「感服之至」である。この事で、旧藩主は成就するまで関係しないことが好ましいが、現在の進め方は願書を旧藩主が取り次いでいるように見えて不都合であるため、他の旧藩の事例も調べて、権令の神山郡廉に万事相談するように、と伝えている。

神社の創建は、旧藩王家の指示を受けて進められており、家令の斎藤にとつては東照宮の維持が最大の目的であった。同じ場所に南龍神社を創建することで、表立ってできない東照宮への支援が容易になると考えていた。そして、創建は旧藩王家ではなく、士族の嘆願でなければならぬとも考えていた。徳川家は同家の支援なくして成り立たない東照宮の維持を図るため、この地での神社創建を図ったのである。また、東照宮の祭神である徳川家康は、和歌山と直接的関係はなく、士族や旧領民が親しみを感ずる事はほとんどなかったため、東照宮と同じ場所に藩祖奉祀神社を創建することで、両者の関係を深める意図もあったと思われる。大正六年（一九一七）、南龍神社の東照

宮への合祀が円滑に遂行されたことも、東照宮・南龍神社が当初から不可分の存在であったことを裏付けていよう。そのため、和歌山城周辺で神社創建が計画されたことに、徳川家が反対したのは当然のことであった。

斎藤は、この書簡と共に鳥取池田家の情報を記して送っている。慶安三年（一六五〇）に創建された鳥取城下の東照宮は、明治二年に神仏分離して頽廢の状況であった。しかし、廢絶から守るべく池田家の藩祖である池田光仲や忠継（光仲の伯父）、忠雄（光仲の父）の三代の靈を合祀して、氏神同様に長く祭典を執行する旨を旧藩士族が出願した。明治七年三月に合祀と社名改称（樗谿神社）を許可され、県社に列された。<sup>71</sup>池田家の事例を見ると、紀伊徳川家がその進め方を模倣したことが明らかである。

このように、旧藩領との関係を狭めていく徳川家の姿勢に不満を持つ者は少なくなかったと思われる。明治九年一月には、神社創建を主導した三浦・有本・小出が連名で旧藩士族の要望書を送った。<sup>72</sup>その一項目で、旧藩主家が東京に永住するつもりであるのなら、和歌山県下に分家を置き、「式百年来之 御祖廟へ御血食之御追孝」に努めてほしいと求めている。また、明治一〇年には、西南戦争の勃発を受けて茂承が和歌山へ訪れ、三浦の屋敷へ旧藩士族を集めた。それぞれに「旧和歌山藩士族に告ぐ」という文書を渡し、金一〇万円を出して紀州・勢州で田地を買収し、生活困窮者に七年後に与えると伝えた。これに対して、「心得ちがひて金をも被下かと思ひて出たる人々、色くさまく悪口に、扱々けふは内しよくやめて出たるが、十銭のそんな也、夫に此書計被下候とは、此かみはしりふきにしてもよい杯、言者多しとの事」という反応であった。募兵に対しては、「三位様より御頼にて兵を多く出すとの事、併誰もくいやがり、中々出来そうにはなしとの事、常々士はいらぬ者のやうにして、まさかの時にかはんとは無し也」といった反応であったことから、当時の不満の一端が窺える。<sup>73</sup>

三浦たちが発足させた徳義社は、先述のように困窮者支援や人材養成を目的としたが、明治一二年頃より一八年まで南龍神社へ毎年一〇〇円を寄付している（以降は毎年一〇円）。<sup>74</sup>救恤費の三〇〇円、教育費の四〇〇円に比して



も、支出の大きな割合を占めていた。また、東照宮の祭礼に際して毎年一〇円寄付した。さらに、三浦によって明治一三年に東照宮積立講、明治一八年に徳盛社が結成され、東照宮を支援した。明治二〇年代には東照宮の祭礼が大祭として再興されるに至る。<sup>(75)</sup> 実態は不明ながら、三浦が徳川家の指示を受けていた可能性が高い。

一方で、明治初期に紀伊徳川家からその存在を否定され、廃寺となった雲蓋院が復活するのは、明治一〇年代である。明治一〇年一二月、区長より大相院住職は呼び出され、廃寺の経緯を説明した。すると、「雲蓋院事、決而廃寺二者無之候」と伝えられ、兼務願の提出を求められた。<sup>(76)</sup> 明治一一年五月に兼務願が認可され、雲蓋院は元來廃寺になっていないという形で「名跡復興」を果たした。<sup>(77)</sup> その後、徳川家に支援を求め、明治一五年一〇月に住職が家令所へ雲蓋院の再建願を提出している。<sup>(78)</sup> そして、一二月に家令所から金二〇〇〇円の下付が申し渡された。<sup>(79)</sup> 後年の記録には、「明治十五年度雲蓋院ト公称シ、旧藩主ヨリ金二千円寄附セラレ永代維持資金トシ、更ニ徳川家ニ預ケ置年利金受領致居候事」とある。旧藩主家から資金を得て、それを同家へ預けることで、毎年利息を得ることとなった(金額は不明)。これは近世に徳川家が寺社保護のため行っていた事業と同様であり、宗教活動以外にも安定的な収入を得るに至っている。さらに、雲蓋院は、明治二〇年に畑一反四畝二四歩、明治二三年に畑九畝三歩、宅地二二歩を購入し、明治三〇年六月に地所を売却して得た四〇〇円と、住職が寄付した二〇〇円を合わせた六〇〇円を貸し付けていた。

以上のように、神仏分離などの明治初期の改革によって衰退した東照宮は、県社に列されて再び徳川家の支援を受けようになつた。さらに、明治八年に東照宮に隣接して藩祖奉祀神社が創建されると、さらなる支援が画策され、存続の道筋を獲得していったと言えよう。また、一旦は廃寺となつた雲蓋院も、明治一〇年代に再興を果たし、徳川家の支援を得ることで存続していくこととなつた。

おわりに

本稿は、明治初期における神仏分離や藩祖奉祀神社の創建過程を検討し、近世に藩から篤い庇護を受けた寺社がいかなる変容を遂げたのかを、その連続性の側面から明らかにした。結論を以下に述べておく。

慶応四年（一八六八）の神仏判然令の直後には、和歌山藩では廃仏毀釈の運動は見られず、藩による神仏分離の調査・指導は明治三年（一八七〇）から行われた。国学者の大畑源太郎を中心に行われ、各地の神社で境内の仏教的要素が排除された。また、その前年には、紀伊徳川家が経済的理由から位牌を菩提所から廟所の寺院へ遷座させ、近世を通じて見られた関係を変更していた。廃藩置県後の和歌山県政では、それでも神仏分離は不十分と判断し、明治六年に寺院境内の神道的要素が排除されている。この時も大畑が関わっていた。一連の和歌山藩・県の神仏分離政策は、仏教的要素の排除のみならず、時に神道的要素の排除に及ぶこともあったため、当該期の神仏分離を「廃仏毀釈」とのみ解釈することは一面的な評価と言えよう。

神仏分離を経て、神社の社格が定められ、東照宮は県社に列された。徳川家から経済的支援も受けるようになる。しかし、徳川家はさらなる支援を図るため、東照宮境内への藩祖奉祀神社の創建を画策する。形式上、旧藩士族の出願により実現したものであるが、旧藩主家は東照宮の維持を優先した。当該期の旧藩主家が、近世の菩提所・廟所であった寺院との関係を再び強化する意志がなかったのと同様に、先祖崇拜や士族のためだけに神社の創建を支援したわけではなかった。そして、こうした旧藩主家の動向に不満を持つ者が少なからず見られたのが、明治零年代の和歌山県の状況であった。

以上のように、明治初期に徳川家との関係が途絶えた東照宮や雲蓋院は、再び徳川家と関係を結ぶことによって、

その維持を図った。神仏分離を経ながらも、徳川家との繋がりという連続性を持ったのである。勿論、これは旧藩領内などの神社にも当てはまるものではなく、徳川家康を祀る東照宮やその旧別当寺、かつての菩提所という近世の地位に規定された存続の一つの姿であったと言える。

註

- (1) 村上專精等編『明治維新神仏分離史料』（東方書院、一九二六年）、同続編（東方書院、一九二九年）。
- (2) 圭室文雄『神仏分離』（教育社、一九七七年）、安丸良夫『神々の明治維新—神仏分離と廃仏毀釈—』（岩波書店、一九七九年）。
- (3) 近年の代表的な成果として、和歌山県立博物館編『特別展 仏像と神像へのまなざし—守り伝える人々のいとなみ—』（二〇一九年）が挙げられる。
- (4) こうした点は、岩田真実・桐原健真編『カミとホトケの幕末維新（法蔵館、二〇一八年）でも言及されている。また、同書の上野大輔「神仏分離研究の視角をめぐって」は、寺院から神道的要素が除かれたことへの言及が先行研究で少ないことを指摘している。
- (5) 代表的な成果として、羽賀祥二『明治維新と宗教』（筑摩書房、一九九四年）を挙げられる。
- (6) 田中秀和『幕末維新期における宗教と地域社会』（清文堂出版、一九九七年）は、廃仏毀釈が行われていない弘前藩を取り上げている。
- (7) 代表的な成果として、内山一幸『明治期の旧藩主家と社会』（吉川弘文館、二〇一五年）を挙げられる。
- (8) 和歌山市教育委員会編『徳義社』（一九六九年）。
- (9) 例えば、内山一幸「旧誼と朝臣—明治零年代における天皇・華族・士族—」（『日本史研究』第六五五号、二〇一七年）。
- (10) 前掲註5羽賀祥二『明治維新と宗教』第九章、森岡清美『明治維新期における藩祖を祀る神社の創建—旧藩主家の霊屋から神社へ、地域の鎮守へ—』（『淑徳大学社会学部研究紀要』三七、二〇〇三年）、同『明治維新期における藩祖を祀る神社の創建（続）—神社設立事情を手がかりとして—』（『淑徳大学総合福祉学部研究紀要』四一、二〇〇七年）。

- (11) 米田頼司『和歌祭 風流の祭典の社会誌』（帯伊書店、二〇一〇年）。
- (12) 佐藤顕『紀伊の霊場と近世社会』（清文堂出版、二〇一九年）九章。
- (13) 前掲註2、圭室文雄『神仏分離』。
- (14) 慶応四年「日並記」（雲蓋院文書）。
- (15) 慶応三年「熊野山檢校宮令旨」（熊野速玉大社古文書古記録）清文堂出版、一九七一年）。
- (16) 藤本清二郎『和歌の浦・玉津島の歴史』（和泉書院、二〇一九年）一六一頁。
- (17) 『大雲院資料調査報告書』一 歴史史料編（鳥取市教育委員会、二〇二三年）六六頁。
- (18) 明治二年七月～二月「日記」（雲蓋院文書）。
- (19) 『南紀徳川史』（清文堂出版、一九九〇年）第四冊、五三三頁。
- (20) 『南紀徳川史』第四冊、六〇五頁。
- (21) 『類從略記』（和歌山市立博物館蔵）出御の項。
- (22) ただし、今日でも和歌山県内の複数の寺院で藩主（特に藩祖の徳川頼宣）の位牌が確認されているため、全ての寺院が位牌を選したわけではなく、徳川家から供養料を得ていた寺院のみ位牌遷座が進められたと考えられる。
- (23) 明治二年「御霊牌御遷座之記」（雲蓋院文書）。
- (24) 明治二年七月～二月「日記」、明治三年「日記」（ともに雲蓋院文書）。
- (25) 『南紀徳川史』第十六冊、五五九頁。
- (26) 『南紀徳川史』第十六冊、八〇九頁。
- (27) 前掲註2 安丸良夫『神々の明治維新』一六二頁、岩森讓「盛岡藩における神仏分離の展開」（『弘前大学大学院地域社会研究科年報』三、二〇〇六年）。

- (28) 『下津町史』 史料編下、五六一頁。
- (29) 大川茂雄・南茂樹編『国学者伝記集成』（大日本図書、一九〇四年）一三二七頁。
- (30) 「和歌山御家中御目見以上以下伊呂波寄惣姓名帳」（『和歌山県史』近世史料1）。松田・前田も同書による。
- (31) 「諸官進退」第六六卷・明治一年一月～二月（国立公文書館デジタルアーカイブ）。
- (32) 文久元年「式内神社考草稿」（和歌山市立博物館蔵）。
- (33) 佐藤顕「近世熊野三山における祭神・式内社の比定と神仏分離―本宮を中心に―」（『和歌山市立博物館研究紀要』三七、二〇二二年）。
- (34) 佐藤顕「淡島神社の旧神宮寺本尊安置状況の変遷」（『堺市博物館研究報告』第四二号、二〇二三年）。
- (35) 藤本清二郎「近世～近代、圓珠院境内の景観変遷」（『和歌山地方史研究』八〇、二〇二〇年）。
- (36) 明治三年正月～六月「日記」（雲蓋院文書）。
- (37) 明治二年～三年「年中行事記録」（雲蓋院文書）。
- (38) 「廻文留」（『和歌山市史』第七巻、二六頁）。
- (39) 明治四年「年行事諸般記」（雲蓋院文書）。
- (40) 「名古屋市史」社寺編（一九一五年）。
- (41) 明治三年「民政局江書上候控」（雲蓋院文書）。
- (42) 明治四年「年行事諸般記」（雲蓋院文書）。
- (43) 明治六年「諸篇記」（雲蓋院文書）。
- (44) 『南紀徳川史』第四冊、六七六・六七七頁。
- (45) 以下、明治六年までの和歌山県の宗教行政は、注記のない限り「和歌山県史料」十九（国立公文書館デジタルアーカイブ）による。

引用も同史料による。

- (46) 『南紀徳川史』 第十六冊、四六〇頁。
- (47) 田中敬忠『和歌祭の話』（帯伊書店、一九七九年）二四六頁。
- (48) 日野西眞定『高野山信仰史の研究』（岩田書院、二〇一六年、初出一九七九年）。
- (49) 和歌山県立博物館編『熊野―那智山の歴史と文化―那智大滝と信仰のかたち―』（二〇〇六年）二六六頁。
- (50) 大河内智之「熊野―聖地への旅―」（和歌山県立博物館編『熊野―聖地への旅―』、二〇一四年）。
- (51) 『和歌山県誌』 下巻（一九一四年）三〇六頁。
- (52) 明治六年「諸篇記」（雲蓋院文書）。
- (53) 『紀伊統風土記』 卷之二十二、『南紀徳川史』 第十六冊、四八〇頁。
- (54) 『和歌山県史料』 十九（国立公文書館デジタルアーカイブ）。
- (55) 明治四一年「神社財産登録台帳（紀州東照宮感）。同書記載の扁額に「現米拾石永世年々奉納 明治七年 正三位徳川茂承」とある。
- (56) 前掲註11米田頼司『和歌祭 風流の祭典の社会誌』 二四七頁。
- (57) 『晦結滄言』（和歌山県立図書館、一九七三年）一八三・一八四頁。
- (58) 明治八年「享誠舎一件雑誌」（和歌山市立博物館蔵）。
- (59) 松田茂樹『明治の和歌山藩士族』（私家版、一九七二年）。
- (60) 松田茂樹『明治の和歌山藩士族』（私家版、一九七二年）。
- (61) 『太政類典』 第二編（明治四年）明治一〇年）第二六〇卷（国立公文書館デジタルアーカイブ）。
- (62) 『和歌山県誌』 下巻（一九一四年）三二六頁。
- (63) 明治九年二月三日「三浦権五郎書簡写」（和歌山市立博物館蔵）。
- (64) 明治八年「享誠舎一件雑誌」（和歌山市立博物館蔵）。

- (65) 佐藤顕「徳川頼宣を追慕する人々」(和歌山県立博物館・和歌山市立博物館編『徳川頼宣と紀伊徳川家の名宝』、二〇一九年)。
- (66) 前掲註5、羽賀祥二「明治維新と宗教」第九章。
- (67) 『南紀徳川史』第十六冊、七三〇頁。翌年五月には、もともと妹背山にあった養珠院(頼宣の母)の宝塔や肖像(木像か)、位牌を養珠寺から報恩寺へ遷した。
- (68) その後、明治二六年に寂光院の慈讓院廟が長保寺に遷されており、明治八年にすべてが集約されたわけではなかった。佐藤顕「寂光院の歴史」(『和歌山市立博物館研究紀要』三三号、二〇一七年)参照。
- (69) 明治八年「(御廟所御改葬ニ付左之通)」(雲蓋院文書)。
- (70) 明治七年七月七日「斎藤桜門書簡」(和歌山市立博物館蔵)。
- (71) 森岡清美「明治維新期における藩祖を祀る神社の創建(続)―神社設立事情を手がかりとして―」(『淑徳大学総合福祉学部研究紀要』四一、二〇〇七年)。
- (72) 明治九年一月二日「三浦権五郎等書簡写」(和歌山市立博物館蔵)。
- (73) 『小梅日記』二(平凡社、一九七五年)明治一〇年四月四日・一六日条。
- (74) 前掲註8和歌山市教育委員会編『徳義社』。
- (75) 前掲註11米田頼司「和歌祭 風流の祭典の社会誌」二四七～二六一頁。
- (76) 明治一〇年「年中諸篇記」(雲蓋院文書)。
- (77) 明治一一年「年中諸篇記」(雲蓋院文書)。
- (78) 明治一五年「年中諸篇記」(雲蓋院文書)。
- (79) 明治一五年～明治二〇年「雲蓋院再建諸篇記」(雲蓋院文書)。
- (80) 明治三一年「明細帳」(雲蓋院文書)。